

第 1 号

9月8日（月）

## 平成26年第3回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成26年9月8日

午前10時00分開会

於 議場

### 1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 報告第 4号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について
- 報告第 5号 平成25年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 5 議案第28号 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第29号 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第30号 氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第31号 氷川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第32号 氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第33号 平成26年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第34号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第35号 平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第36号 平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第37号 氷川町農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第15 認定第 1号 平成25年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 2号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 日程第17 認定第 3号 平成25年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 4号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 5号 平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 6号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 同意第 4号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第 5号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第23 同意第 6号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 同意第 7号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 野 田 俊 明 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣 教 育 長 太 田 篤 洋  
総 務 課 長 陳 野 信 次 企 画 財 政 課 長 森 田 寿 也  
税 務 課 長 岩 本 博 美 町 民 環 境 課 長 中 島 正

健康福祉課長	山 下 剛	農業振興課長	尾 村 幸 俊
農地整備課長	前 田 昭 雄	建設下水道課長	前 崎 誠
総務振興課長	木 本 栄 一	商工観光課長	西 田 美 子
会計管理者	濤 岡 美智代	学校教育課長	稲 田 和 也
生涯学習課長	沖 村 眞 一	農業委員会事務局長	草 野 信 一
代表監査委員	本 田 孝 志		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

本日は副町長が氷川において行方不明者の捜索にあたっておりますので、欠席の申し出があり、それを了承しています。よろしく願いいたします。

ただいまから平成26年第3回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番、米村議員、10番、笠原議員を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月12日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月12日までの5日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。この中で9番、消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情及び10番、「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書」の提出を求める陳情については、総務文教常任委員会に付託しました。

また、7番、年金削減の中止、最低保障年金の実現を求める陳情、8番、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情、11番、「農協改革」に関する意見書の提出については、産業建設厚生常任委員会に付託しましたので、それぞれ報告します。

次に、補助金等交付団体監査並びに例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してあります

ので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成26年第1回八代広域行政事務組合議会臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成26年8月5日に熊本県町村議会議長会正副議長研修会が熊本市で開催され、正副議長が出席しましたので報告します。

次に、平成26年8月25日に、熊本県町村議会議長会委員長研修会が益城町で開催され、各常任委員長が出席しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

報告第4号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について報告を願います。総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 報告第4号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。報告にあたりまして、2ページから4ページまでは平成25年度の事業計画書です。報告規定では、地方自治法施行令173条に毎事業年度の事業の計画及びその決算に関する書類という規定になっております。そういうことから、当初の計画と見比べていただきながら、口頭での事業実績報告という形になります。あらかじめご了承ください。

資料を2枚めくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。活動事業の①イベント事業等ですが、TMO主催のイベントや中心市街地で行われる既存の地蔵まつりなどのイベントは観光物産協会及び商工会との連携を密にして、お互いの相乗効果が図れるような取り組みをいたしました。

また、表の間を利用した作品展を11回、及び物づくりの体験講座を5回実施し、来客及び喫茶などの売り上げ増になっております。特に2月7日から3月23日に開催いたしましたひなまつり展においては町内外からの保育園や福祉施設などからのリピーターも含め、毎年たくさんの方にご来場いただいております。今期は12回目を迎えましたが、干支の飾り物をはじめとした作品の展示や十二単衣の試着体験を実施し、その他、ちんどんや、バナナのたたき売りの披露、ものづくり体験講座を行い、期間中には7,455名の来場者で賑わいました。このことは氷川町のPRに大いに貢献できたとともに売り上げ増にもつながりました。なお、恒例

となりました「わらしべ市」を12月7日に開催し、全国各地のご当地品をはじめ、商工会会員や販売可能な株主に声かけを行い、物産販売を通じ中心市街地の活性化を図りました。また、津軽三味線演奏家の高崎裕土さんを招いての特別イベントや親父バンドによる歌声喫茶なども開催いたしました。

②のエコショップ事業運営ですが、エコショップ清流の事業としてEM発酵液のこれまでの普及活動を踏まえて新規の利用拡大を目指して、固定化しつつあるEM発酵液の利用促進を図ることにより、環境学習の一環として町内全小中学校のほか、八代市、芦北町、水俣市など町外の小学校においても少しずつ普及してきています。また、町内の老人会や子供会を含む地域団体に活用され、農家ででの使用も見受けられるなど利用が定着してきています。

3ページの③中心市街地まちづくり応援団助成事業につきましては、当期においては商工会が氷川公園に子どもから大人まで幅広い世代に人気のある熊本県のPRキャラクター「くまモン」と合わせて公園内の樹木にイルミネーション事業、親父ライブ活動に活用がありました。恒例となった氷川公園のイルミネーション事業につきましては、話題性があり、中心市街地の賑わいに貢献できたと思います。

④の請負事業は、平成22年4月より八代生活環境事務組合クリーンセンター内の不燃物処理業務を請負として契約を行っており、7名の社員で行っております。

次に、当期の収支についてご報告いたします。7ページの損益計算書でご説明したいと思います。右側の数字をご覧ください。営業収益は2,800万9,305円で前期に比べ、約34万円の増額になりました。一方、営業費用は売上原価が269万1,888円、販売費及び一般管理費が2,458万4,501円となり、これを合わせて2,727万6,389円。これは前期に比べると約79万円の増額になります。一番上の営業収益から営業費用を引きました73万2,916円、これは前期に比較すると約45万円の減となります。この営業利益73万2,916円に営業外収益を加えた税引前の当期純利益は下から3行目です。73万4,956円となります。これに対します法人税等がその下の23万5,300円で当期純利益は一番下の49万9,656円となっております。

収入の主なものとしましては、これは次の10ページをご覧くださいなのですが、第12期まち(株)収支決算書を付けております。上から喫茶や物産販売等の売り上げで約386万円、まちづくり酒屋管理委託料で353万円、クリーンセンターの請負業委託料2,026万円となっております。支出の主なものは社員の人件費で福利厚生費も合計すると2,122万9,634円、物産の仕入で269万1,888円となっております。

前の8ページをご覧ください。株主資本等変動計算書です。この右から4列目、利益剰余金の合計欄ですが、1段目の当期首残高で398万2,289円、その二つ下、当期純利益49万9,656円、これを加えまして、一番下ですが、448万1,945円となっています。

以上、平成25年度宮原まちづくり株式会社の経営報告に代えさせていただきます。

○議長（永田義昭君） 報告第5号、平成25年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について報告をお願いします。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 報告第5号、平成25年度氷川町財政健全化判断比率等の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度氷川町財政健全化判断比率等について別紙のとおり報告いたします。

次のページをお開きください。平成25年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しております。この報告は町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応がとられるようにと関係書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

早期健全化基準とは、市町村の財政規模に応じて政令で定めた基準でありまして、これを超えた場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられ、外部監査の導入や起債借入等にさまざまな制約がつくことになります。

氷川町の比率であります。実質赤字、それから連結実質赤字がなかったことから、ハイフンで表示をさせていただいております。

次に、実質公債比率については11.6%でありまして、早期健全化基準の範囲内にあります。前年が12%でありましたので、0.4ポイント減少しております。要因は平成9年度に保育所建設事業の財源として借り入れた厚生福祉整備事業元利償還金の償還完了に伴う元利償還金の減少によるものでございます。

将来負担比率については、17.8%でございます。これは家計に例えますと、負債の残高が年収の何年分に相当するかを示した割合でございます。前年度より1.8ポイントの減少となっております。要因は八代生活環境事務組合、氷川町及び八代市中学校組合の地方債の償還にかかる負担等定期償還額の減少及び介護保険給付金準備基金などの増加、たばこ税の収入の増による標準財政規模の増によるものでございます。

次に、25年度氷川町資金不足比率であります。下水道事業会計、宅地開発事業会計とも資金不足がなかったためハイフンで表示をしております。



以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

- 日程第 5 議案第 28 号 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 29 号 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 30 号 氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 31 号 氷川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 32 号 氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 33 号 平成 26 年度氷川町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 11 議案第 34 号 平成 26 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 議案第 35 号 平成 26 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 36 号 平成 26 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 37 号 氷川町農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 15 認定第 1 号 平成 25 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 2 号 平成 25 年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 3 号 平成 25 年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 4 号 平成 25 年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 5 号 平成 25 年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 6 号 平成 25 年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（永田義昭君） 日程第 5、議案第 28 号氷川町技能労務職員の給与の種類及び

基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第20、認定第6号平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気の一つ、白露を迎えまして、朝夕はめっきり秋の気配を感じる頃となりました。議員各位には日々ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。本日は平成26年第3回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、皆さま方には大変お忙しい中にお繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより町政運営にあたりまして、各段のご協力を賜り、おかげをもちまして各種事業、施策もおおむね順調に展開をいたしております。心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。

なお、新聞、報道等でご承知のことと思っておりますけれども、実は町内で行方不明者が1名出ております。若干、そのご報告をさせていただきたいというふうに思います。立神地区の白石徹様、73歳の方が昨日から行方不明となっております。昨日の午後1時ごろ家を出られたということでございますが、そのあと1時半ごろ自宅近くのですね、カニ籠の漁をされとったと、そういった目撃情報があつて以後、消息がわかっておりません。家族の方から夕刻警察のほうに捜索願いが出されまして、午後6時10分から捜索を開始いたしております。昨日は、氷川町消防団、団長以下186名、八代広域消防、鏡消防署を中心に12名、氷川警察署から10名、計の208名で午後10時まで捜索を行いました。発見することができませんでした。10時で捜索を打ち切りまして、本日午前8時から捜索を開始いたしております。熊本県警から、県警へりがもう既に現地におもむきまして上空からの捜索、それから午前10時からの予定でございますけれども、機動隊、それから、これは潜水隊でございます。それと援助隊、計28名。鏡消防署から援助隊11名、また潜水隊が9名、計の20名。ボートを出しての潜水作業と。それから氷川町消防団全分団に要請をいたしております、189名の出動があつております。計の250名体制で今現在捜索を行っておりますが、まだ発見されていない状況であります。私も先ほどまで現地におりましたけれども、一刻も早い発見に向けて、今全力を向けて捜索活動を行っているというところでございまして、まずはそのご報告を申し上げたいというふうに思います。

さて、今年は早い時期から台風が発生、接近をいたしました。特に台風8号及び台風11号につきましては、本町を直撃するのではないかと大変心配をいたしました。しかし、大きな被害もなく通過をし、安堵をいたしましたところであります。その

後8月になりまして梅雨を思わせるような大雨が全国各地で続きました。広島市をはじめとする全国各地で大規模な災害が発生をいたしました。尊い命を亡くされました皆さま方に心より哀悼の意を表しますとともに被災をされました皆さま方へお見舞いを申し上げます。合わせまして一日も早い復旧を願っているところであります。これから本格的な台風のシーズンを迎えます。私どもも常に緊張感を持って対応してまいりたいというふうに考えております。去る9月3日に第2次安倍改造内閣が発足をいたしました。政権最大の課題といたしまして、「元気で豊かな地方の創生」に全力を挙げると公約をされました。新たに地方創生担当相を任命、関係省庁を横断的につなぎ、地方の創生を図るべく今後さまざまな支援策が打ち出されていくものというふうに期待をいたしております。

平成26年度も5カ月を経過いたしました。主な事業の進捗状況につきましてご報告をさせていただきたいというふうに思います。道路改修工事及び下水道事業工事につきましては、すでに着工をいたしております。一部では工事が完了した箇所もございます。竜北中学校校舎並びに竜北西部小学校低学年棟の耐震補強大規模改造工事につきましても、順調に工事が進んでおりまして、それぞれに約20%の進捗率というふうになっております。宮原振興局並びに八火図書館新築工事につきましては、計画より若干進捗が遅れております。現在は基礎工事の施工実施をしているところであります。

また、7月15日から8月7日まで町内自由参加者におきまして、町政懇談会を開催いたしました。延べ308名の町民の皆さま方にご参加をいただき、膝を突き合わせての意見交換ができたところであります。特に今回は特定健診事業、学校施設の耐震補強大規模改修工事、光永星郎ドラマ制作につきましてご説明をし、いろんなご意見を賜りました。その他、町政全般につきましてもご意見やご提言をいただき、大変有意義な懇談会であったというふうに感じております。CNPVジャパン氷川太陽光発電所合同会社が中大野地区に建設中でありまして、メガソーラー事業につきましては、工事の進捗率が90%の状況であります。10月上旬には工事が完了し、今年の11月ごろには発電を開始する見込みというふうに聞きおよんでおります。昨年度から実施をいたしております「い業機械再生支援事業」につきましては、8月末現在で申請件数35件、補助金額553万7,000円、予算執行率にいたしまして60%の状況でございます。機械メーカーとともに生産性の向上に役立っているものというふうに考えております。農業基盤整備事業につきましては、暗渠排水工事を実施いたしておりますが、本年度計画面積70ヘクタールに対しまして、現在57ヘクタールが施工中でございます。また、西野津地区及び新田地区の排水路改修につきましては、今月中に入札・発注を行い、稲刈り後に施工を

する予定といたしております。3年目を迎えました住宅リフォーム事業につきましては、本年度も利用が多く、8月末現在で申請件数36件、補助決定金額553万8,000円、実工事費総額では、約4,300万円となっており、相当の経済効果を生んでいるものというふうに感じております。一方、住宅用新エネルギー等導入促進事業につきましては、太陽光発電施設が3件、太陽熱活用が3件の利用状況であります。まだまだ予算に余裕がございますので、今後とも事業の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。大空町との交流事業では7月31日から8月4日までの5日間、本町中学2年生12名を大空町へ研修派遣を行い、さまざまな体験とともに大空町の子どもたちとの交流を通して友好の絆を深めてくれました。今月25日から28日までは、大空町から東藻琴高校生が農業研修で来町されますので、心より歓迎をし、友好の絆を深めたいというふうに思っております。広報誌及び看板等で紹介をいたしておりますけども、氷川町の小中高校生の九州大会及び全国大会への出場が多く、大変喜んでいるところであります。4月から現在まで33の大会に延べ84名の子どもたちが出場を果たしております。それぞれの頑張りを称賛いたしますとともに氷川町にとりましても大変名誉なことであるというふうに思っております。ご指導いただいております、あるいはご支援をいただいております全ての皆さま方に感謝を申し上げます次第であります。昨日は氷川中学校の体育大会が開催をされました。議員各位も早朝から応援をいただきまして大変ありがたく思っております。生徒諸君の輝く瞳、一生懸命に取り組む姿勢を目の当たりにいたしまして大変感動いたしました。特に、一番最後の氷川ソーランの場面ではですね、まさに感動を覚えたところがございます、思わずもらい泣きをいたしてしまいました。子ども達が一生懸命頑張る姿というのは本当に素晴らしいものでございまして、私ども大人もですね、子ども達の次の世代のためにもこの時代をしっかりと守り、次の世代にいい形でつないでいかなければならないということを改めて感じたところであります。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、条例の制定及び一部改正その他6件、平成26年度一般会計及び特別会計補正予算4件、平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定6件、人事案件の同意4件でございます。

まず、報告第4号、宮原まちづくり株式会社の経営報告、報告第5号、平成25年度氷川町財政健全化判断比率等の報告につきましては、ただいま担当課長からご報告を申し上げますとおりでございます。議案第28号、地方公務員法の改正に伴い、氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正するものでございます。議案第29号から議案第31号につきましては、子ども・子育て

支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

議案第32号は、長寿祝金の受給者を明確にするため、氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正するものでございます。

議案第33号は、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ9,562万6,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ64億2,341万7,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして、国庫支出金5,125万円、県支出金218万6,000円、繰入金1,784万7,000円、繰越金6,425万3,000円、町債は3,991万円を減額をいたしました。

歳出の主な予算は、議会費390万9,000円で、その主な事業項目は政府要望等に関わる特別旅費でございます。衛生費955万9,000円で、その主な事業は予防接種料でございます。土木費5,614万5,000円、その主な事業項目は地区要望に伴う町道の維持修繕等の事業費を9月補正として計上させていただきました。

議案第34号は、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,751万6,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ20億972万9,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして、繰越金3,010万1,000円です。歳出の主な予算は平成25年度分の国県への償還金となっております。

議案第35号は、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ3,714万8,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ14億7,278万6,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして、繰越金3,608万5,000円、歳出の主な予算は平成25年度分地域支援事業交付金の返還金でございます。

議案第36号は、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出にそれぞれ341万4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ7億6,413万円とするものでございまして、歳入の主な予算といたしまして、繰越金341万4,000円、歳出の主な予算は工事請負費及び設計委託料等でございます。

議案第37号は、氷川町農業振興地域整備計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

認定第1号から認定第6号まで、平成25年度一般会計並びに特別会計の歳入歳

出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要施策の成果に関する調書を添付し、認定に付すものでございます。

同意第4号から同意第7号までは、教育委員会委員及び固定資産評価委員の任期満了に伴い、再任の同意を求めるものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なご決定とご承認をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） これから議案第28号から認定第6号まで順次詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（陳野信次君） それではまず、議案第28号をご説明いたします。

氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。この改正条例は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、高齢者部分休業の規定を追加するものでございます。議会運営委員会時に請求がありました、事前にお配りしております新旧対照表でご説明を申し上げたいと思います。第12条第3項を改正するものでございます。就学部分休業の括弧書きは地方公務員法の改正による読み変えでございます。就学部分休業の次に高齢者部分休業を追加する改正案ですが、55歳以上の職員が定年退職日までの期間中、申請によりまして1週間あたりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で勤務しないことができますが、その場合、給与額を減額して支給するというものでございます。附則でこの条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第29号から議案第31号までの3件をご説明します。

この3件は、平成24年8月に施行されました子ども・子育て支援法に伴い、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に本格スタートするために、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を進めるため、関係条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号の氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域型保育事業を推進する家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の設備及び運営基準を定めるものでございます。

議案第30号の氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、教育と保育を一体的に行う認定子ども園、

特定地域型保育事業の運営基準を定めるものでございます。

議案第31号の氷川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を定めるものでございます。

次に、議案第32号をご説明いたします。氷川町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。この改正条例は第5条の支払い未済の祝金の受給者の特例を改正するものです。この改正案につきましても、新旧対照表でご説明をいたします。現行の第5条に規定しております第2条第1号とは、88歳に達する方を示しております。ここにありますように、支払いをしていない受給者への支払方法を88歳到達者は規定しておりますが、100歳到達者は規定していないところでございます。本年6月定例会で100歳の祝金を誕生日後の直近の平日に支給する改正を行ったところでございますが、支給基準を取得したあとの支給日までの支給基準を規定していなかったことで、今回第5条を改正し、第1号を削除することで88歳、100歳のどちらにも適用し、かつこれまで受給基準を取得した方が支給日までに転出したときは支給しないと規定しておりましたものを転出者でも支給するように改正するものでございます。附則でこの条例は公布の日から施行し、平成26年9月1日から適用するもので、本年度の支給から適用するものでございます。

以上で、議案第28号から議案第32号の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 議案第33号、平成26年度氷川町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,562万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,341万7,000円とするものでございます。

まず、歳出の主なものをご説明いたします。12ページをご覧いただきたいと思います。5款、5項、5目の議会費、9節、旅費の特別旅費の390万9,000円につきましては、先ほど町長からも申されましたが、町議会議員の視察研修の旅費でございます。10款、総務費、5項、総務管理費、13目、振興局費の13節、委託料の224万7,000円につきましては、移住定住推進事業の委託料で空き家調査及びデータの作成及び移住支援サイトの作成委託料でございます。35目、交通安全対策費、15節、工事請負費の214万2,000円につきましては、16地区からの地区要望によりますカーブミラー、ガードレール等の交通安全

施設整備工事でございます。

次に14ページをご覧ください。15款、民生費、15項、福祉センター費、10目、竜北福祉センター費、11節、需用費の105万6,000円につきましては、福祉センター2階の体育センターへの外部階段への手すりの設置等の修繕費用でございます。20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、12節、役務費の825万円につきましては、風疹、水痘、成人用肺炎球菌の予防接種料でございます。

16ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、25目、農地費、19節、負担金補助及び交付金の291万9,000円につきましては、旧農地水保全管理支払交付金事業の名称が、平成26年度より多面的機能支払交付金事業に変わりました。そこで、この事業にまた一部を追加されましたので、以前に取り組んでおられる2地区と新規で取り組みされる3地区、計5地区の町の負担金でございます。

次に、17ページでございます。30款、5項の商工費、25目、立神峡公園費、13節、委託料の270万円につきましては、立神峡の公園入り口の駐車場の法面が少しか崩土があり、災害防除を行うため測量設計業務委託料を計上するものでございます。35款、土木費、10項、道路橋梁費、10目、道路維持修繕費、11節、需用費の615万1,000円につきましては、10地区からの地区要望書がありました町道修繕費でございます。15節、工事請負費の1,502万円につきましても地区要望でございまして、2路線の舗装補修及び2路線の道路維持修繕工事でございます。

18ページをご覧ください。15目、道路新設改良費、13節、委託料の520万円につきましては、平成23年度に沖塘地区より要望書が出された分で土地の地権者からの了承が得られましたので、道路改良測量設計業務を委託するものでございます。15節、工事請負費の460万円につきましては、地区要望がありました国道3号から県道小川八代線への町道道添線道路改良工事でございます。20目、橋梁新設改良費、13節、委託料857万9,000円につきましては、3町道の橋梁設計業務で業務委託歩掛及び単価の改定による増額補正でございます。

次に、19ページをご覧ください。15項、河川費、5目、河川総務費、11節、需用費の151万2,000円につきましては、地区要望によります2水路の修繕費でございます。14節、使用料及び賃借料の165万6,000円につきましては、原田地区からの要望であります麓川の排水部分の浚渫でございますが、機械借上げにより行うもので、今回補正するものでございます。10目、河川改修費、13節、委託料の385万2,000円につきましては、準用河川「御講田



川」河川改修用地測量業務委託をするものでございます。15節、工事請負費の511万2,000円につきましては、平成23年度地区要望がありました高塚地区からの水路改修工事でございます。17節、公有財産購入費の222万5,000円につきましては、準用河川「御講田川」河川改修用地購入費でございます。

次に、20ページをご覧ください。40款、5項の消防費、15目、消防施設費の19節、負担金補助及び交付金につきましては、7地区からの地区要望であります堰板等の設置、防火水槽、それからホース格納庫の設置でございます。45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、11節、需用費の112万8,000円につきましては、西部小学校北側、鹿島神社との境界へ不審者の侵入防止のためフェンスを設置するものでございます。

21ページをご覧ください。15項、中学校費、5目、学校管理費、13節、委託料の260万円につきましては、文科省により釣天井等の耐震補強を平成27年度までに完了するよう通達がありましたので、今年度で竜北中学校武道場及び卓球場兼集会所の天井改修工事実施設計業務を委託するものでございます。

22ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては説明を省略させていただきます。ご覧いただきたいと思えます。

続きまして、歳入につきまして主なものを説明いたします。

9ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節の総務費補助金の4,872万1,000円につきましては、がんばる地域交付金を道路事業費2,208万9,000円と公営住宅事業費1,800万円へ充当しますことと、社会保障・税番号システム整備費補助金でございます。10節、児童福祉費補助金の248万4,000円につきましては、県補助金の2分の1補助の改定により、国3分の1、県3分の1となりましたので、国費分の保育所緊急確保補助金を計上するものでございます。70款、県支出金、10項、県補助金、5目、総務費県補助金、5節、総務費補助金の149万7,000円につきましては、移住定住推進事業、先ほど歳出の部でも説明いたしましたが、空き家調査のデータ作成、移住支援サイトの作成委託に係る費用の3分の2の補助があります「くまもと夢チャレンジ推進事業補助金」を利用するものでございます。10目、民生費県補助金、10節、児童福祉費補助金の123万6,000円の減額補正につきましては、先ほどの国庫補助で申し上げましたが、保育緊急確保事業補助金の補助率改定によりまして、その差額分でございます。

次の10ページをご覧ください。20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金の176万5,000円は農地台帳システム改修事業費補助金、多面的機能

推進交付金、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金でございます。85款、繰入金、5項、特別会計繰入金、20目、5節の介護保険特別会計繰入金の1,784万7,000円につきましては、平成25年度介護給付費負担金町費返還金及び地域支援事業交付金町費返還金でございます。90款、5項、5目の繰越金、5節、前年度繰越金の6,425万3,000円につきましては、歳出額に対する歳入の調整額でございます。90款、5項、5目の繰越金、5節、前年度繰越金の6,425万3,000円につきましては、これは先ほど言いました調整額でございます。

11ページをご覧ください。99款、5項の町債、20目、土木債、15節の合併特例債の2,100万円の減額補正につきましては、道路新設改良事業へがんばる地域交付金を充当するため減額するものでございます。20節、公営住宅建設事業費債の1,891万円の減額補正につきましても、がんばる地域交付金を充当するため減額するものでございます。

これで歳入予算については終わります。

次に、前のページに戻りまして、5ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございます。この債務負担行為の補正につきましては、五つの指定管理者の業務委託が今年度で終了いたします。その業務委託料を平成27年度から平成29年度までの3年間の債務負担行為額の限度額を補正するものでございます。

次に6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正でございます。起債の目的の土木債で補正前の限度額9,981万円を補正後の限度額5,990万円に変更するものでございます。

以上で議案第33号の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第34号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,751万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億972万9,000円とするものです。

歳入、6ページをお願いいたします。

45款、繰越金、5項、繰越金、5目、療養給付費交付金繰越金、5節、療養給付費交付金繰越金で311万2,000円と10目、その他繰越金、5節、その他繰越金に1,440万4,000円を計上しております。

歳出、8ページをお願いいたします。主な補正としましては、45款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、15目、償還金、23節、償還金利子及び割引料311万2,000円につきましては、平成25年度退職者医療療養給付費交付金等返還金と20目、国庫支出金返還金、23節、償還金利子及び割引料1,417万7,000円につきましては、平成25年度療養給付費等負担金返還金1,409万7,000円でございます。

これで議案第34号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第35号、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,714万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,278万6,000円とするものでございます。

歳入、6ページをお願いいたします。

主な補正としましては、45款、繰越金、5項、繰越金、5目、繰越金、5節、繰越金で3,608万5,000円を計上しております。

歳出、7ページをお願いします。

主な補正としましては、17款、地域支援事業費、5項、介護予防・日常生活支援総合事業費、5目、要支援・二次予防事業費、13節、委託料73万9,000円につきましては、新規事業としての生活支援サポーター養成事業委託料でございます。地域における高齢者の日常生活を支える体制を構築するため、生活支援サポーター養成に取り組むもので100%国庫補助事業でございます。35款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、10目、償還金、23節、償還金利子及び割引料1,823万8,000円につきましては、主に平成25年度熊本県介護給付費負担金返還金1,224万1,000円でございます。

8ページをお願いいたします。28節、繰出金1,784万7,000円につきましては、主に平成25年度介護給付費負担金返還金1,732万6,000円を町一

般会計へ返還するものでございます。

以上で、議案第35号、平成26年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 議案第36号、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ341万4,000円を追加し、総額7億6,413万円とする補正でございます。増額の主な理由としましては、流域下水道事業管理負担金並びに特定環境保全公共下水道事業計画設計業務委託料並びに公共下水道建設費の組み替えの補正であります。

歳出からご説明いたします。8ページをご覧ください。5款、公共下水道事業費、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費、13節、特定環境保全公共下水道事業（竜北処理区）計画設計業務委託料につきましては、宮原処理区の流域編入について検討する業務を追加実施するもので委託料100万円を計上するものです。10目、公共下水道維持費、19節、流域下水道維持管理負担金につきましては、平成25年度生産水量分の負担金実績が確定いたしましたので、負担金補助及び交付金241万4,000円を計上するものです。15目、公共下水道建設費、13節、委託料800万円、15節、工事請負費2,200万円、22節、補償補填及び賠償金のマイナス3,000万円为建设費内の組み替えによるものです。これは上水道移設補償につきまして、道路管理者、上水道管理者と協議を行いまして、仮設配管の施工が不要となり、大幅な縮減になったもので補償補填賠償金を減額しまして、竜北処理区の管渠実施測量設計業務、管渠築造工事について下水道事業計画に基づき事業を執行するため建設事業内の組み替えを行う補正でございます。

続きまして、歳入の説明に入ります。7ページをご覧ください。25款、繰越金、5項、繰越金、5目、繰越金、5節、繰越金につきましては、歳出の補正額の341万4,000円を歳入不足となるため、繰越金より補正するものです。

続きまして、4ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為の補正について説明いたします。債務負担行為を起こす理由といたしまして、一般会計でも説明がありましたが、指定管理者制度の導入の期限が切れますので、新たに募集を行うため、今回、債務負担行為を起こす必要があ

りますので補正するものです。事項といたしましては、宮原浄化センター管理業務委託でございます。委託期間は平成27年度から平成29年度までの3年間で限度額は1億1,973万円でございます。

以上で、議案第36号、平成26年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 議案第37号、氷川町農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

氷川町農業振興地域整備計画を変更するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。これまでの経過を申し上げますと、町の広報誌の平成25年2月号から4月号にわたる3カ月間、除外申請希望の受け付けを3月から5月上旬までとしますというチラシを3回配布いたしました。合わせて町のホームページでも周知をいたしました。計画見直しは完了する約1年半は受け付けができませんという内容です。同年9月に計画の素案を農業振興協議会に送り、承認をいただきました。10月に県と計画の素案協議を行い、12月に計画の事前協議を行いました。年が明けまして、今年2月5日に県農業振興促進審議会で承認をいただき、4月24日に事前協議について「異議なし」の通知がありました。更に5月8日から6月6日にかけて公告縦覧を行い、7月7日に県からの同意をいただき承認されました。この計画につきまして、現在の農業振興地域整備計画は平成17年10月の2町合併に伴い、平成20年に計画策定して以来、相当な期間が経過したことや、農業振興地域の環境変化等で本町の農業の総合的な振興を図るために今後10年間を見通した氷川町の農業振興地域整備計画を見直すものでございます。

それでは計画書につきまして、概要を説明いたします。

まず、目次を飛ばしていただきまして、1ページ目になります。第1、農用地利用計画、1、土地利用区分の方向、（1）土地利用の方向につきまして、本文5行目でございますが、総土地面積3,329ヘクタール、国有林82ヘクタールを除く3,247ヘクタールが農業振興地域に指定されております。

中段ほどで、本町の人口はゆるやかな減少傾向にあり、町の振興は今後も農業を中心に行われるものと考えられますが、農業従事者の高齢化が進む中、担い手不足が大きな課題となっているため、認定農業者、集落営農組織の育成と農用地利用集積を図り、「稼げる農業」への生産構造を図っていくとともに安定的で他産業並みの高所得を上げる優れた経営体の育成を図っていきます。

5行下で、よって今後の土地利用は、宇城氷川スマートインターチェンジ周辺の

開発に向けた土地利用計画等に基づき、近隣集落への住宅建設と商業地としての誘導並びに宇城氷川スマートインターチェンジに隣接した工場用地への企業誘致を図り、周辺の農業生産の基盤となる優良農用地の確保と住宅開発等のバランスをとりながら、無秩序な土地利用や荒廃農地等による農地の改廃を防ぎ、町内の農業生産に必要な農地を営農に適した良好な状態で確保し、その有効利用を図っていくことが重要であります。

このため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、国が定める農用地等の確保等に関する基本方針及び県の農業振興地域整備基本方針にある「農地に関する基本理念」等を踏まえ、優良な農地については、次世代に引き継ぐため農用地区域に設定し、現在実施中の国土調査（地籍調査）により、「森林・原野」から「農地」へと変更される見込みの農地も含め、当該農地を良好な状態で維持・保全し有効利用を図ってまいります。

2 ページ目をご覧ください。イ、農用地区域の設定方針が（ア）から（エ）までございます。（ア）現況農用地についての農用地区域の設定につきましては三つございまして、aは集団的に存在する農用地、10ヘクタール以上の集団的な農用地です。bは土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地でございまして、次の5項目がございまして、次の5項目がございまして、次の5項目がございまして。

3 ページ目のcは、a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、土地の農業上の利用を確保することが必要である土地で、次の6項目がございまして、次の6項目がございまして。

（イ）では、土地改良施設等用に供される土地についての農用地区域の設定方針。

（ウ）では、農業用施設用地についての農用地区域の設定方針。

4 ページの（エ）では、現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針が書いてあります。

（2）農業上の土地利用の方向のアでは、農用地等の利用の方針、イでは用途区分の構想が書いてあります。

6 ページの第2、農業生産基盤の整備開発計画、1、農業生産基盤の整備及び開発の方向。農業生産基盤整備は、県営圃場整備・農道整備事業等により整備されており、今後は土地の乾田化を図り水田の汎用化を推進するため、排水改良等の整備とともに用水対策が必要な地区については、必要な事業を実施し整備を図っていくとあります。

2、農業生産基盤整備開発計画では、4行目の堺丸地区におきまして団体営農業基盤整備促進事業が計画されています。また、網道・鹿野・鹿島におきまして、排

水機場・排水路等の整備、その他暗渠排水整備と土層改良等の計画がございます。

8 ページでは、第3、農用地等の保全計画。1、農用地等の保全の方向が書いてあります。ここでは5行目、農地等における冠水等の未然防止、排水改良及び農業生産の維持と農業経営の安定を図るための農用地の利用集積などの施策を推進すると書いてあります。また、高齢化・人口減少が進んでおり、担い手や後継者不足、顕著な地域等については、各種事業等を活用しながら、新しく荒廃農地の発生防止や自然環境に向けた取り組みを支援していくとしています。

3番目の農用地等の保全のための活動では、農業委員会・JAなどの関係機関の連携強化と活動の充実に努め、認定農業者など意欲ある担い手への農用地の利用集積を進めるとともに、生産基盤整備等により農用地の集団化を促進し、遊休農地の解消に努め、多面的機能支払事業等の実施により荒廃農地の発生を防止すると書いてあります。

9ページの第4、農業生産規模の拡大及び農用地等の利用上の効率的かつ総合的な利用の促進計画では、1、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向、(1)効率的かつ安定的な農業経営の目標の中で5行目、そのため、「農業経営基盤強化促進事業」や「人・農地プラン」に位置づけされた地域での中心となる経営体を、効率的かつ安定的な農業経営ができるよう、利用権の設定及び農作業受委託等の促進を図り、経営体の面的集積により規模拡大を推進するとしています。さらに4行目で、また、地域の特性に応じて、高収益作物の導入及び産地形成等を推進するとともに、農業所得の向上と経営の体質強化を目指します。

星印の類型設定の基準につきましてはご覧のとおりです。

12ページの8行目をご覧ください。2、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策につきましては、中核的担い手農家の育成は、本町の農業施策における重要課題であり、本町農業の発展に大きく寄与するものであるため、今後、意欲ある農家に農用地の集積を図る方針があります。また、農地移動適正化あっせん事業につきましては、農業振興地域内の農地につき権利移動のあっせん、農地の売買、貸借の掘り起こし活動等を行うことで、事業の実施の推進を図るとともに人・農地プラン等その他措置を活用し総合的に実施いたします。

(1) 認定農業者等の育成対策につきましてはご覧のとおりです。

(2) 農用地の集団化対策では、人・農地プランにより、農用地利用改善団体の育成と団体を中心とした話し合いを促進し、個別経営・法人経営・集落営農組織等の担い手の明確化を図ってまいります。

13ページの(3)農用地の流動化対策につきましてはご覧のとおりです。

14ページをご覧ください。第5、農業近代化施設の整備計画を掲げております。2、農業近代化施設整備計画におきましては、水稻関係の東部カントリー、水稻・麦関係の西部カントリーの乾燥調整貯蔵施設やイチゴの集出荷貯蔵施設等の記載があります。

15ページでは、第6、農業を担う者の育成・確保施設の整備計画。1、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向の記載があります。

16ページの(2)地域密着型介護体制の整備におきまして、本町では介護保険事業計画に基づくグループホームの施設整備により、農業従事者やその家族等の介護負担を軽減し、農業を担うべき者の育成・確保を図るとしております。

17ページの3、農業を担うべき者のための支援の活動。(1)農業教育の推進では、学校給食における地元産品の使用推進等を記載してあります。

(2)新規就農者等の育成・確保では、各種情報提供や就農相談活動等で新規就農者の円滑な受け入れを支援いたします。

(3)農村女性の起業活動促進では、認定農業者の共同申請、家族経営協定の締結、農産加工や野菜等の直売による起業活動を支援いたします。

(4)就農準備等に必要な資金手当及び生産基盤となる農地の円滑な取得におきまして、経営の早期安定化や経営基盤の充実を図るため、青年就農給付金の活用や就農時に必要な機械施設整備に対する助成や融資による支援を行います。

18ページでは、第7、農業従事者の安定的な就業の促進計画といたしまして、1、農業従事者の安定的な就業の促進の目標を記載しています。人・農地プラン等を活用して経営の法人化や複合化、6次産業化等経営体質の強化やその経営を支える人材の確保を図ることを書いてあります。

次に20ページをご覧ください。第8、生活環境施設の整備計画。1、生活環境施設の整備の目標ということで、中ほどに今後は、既存の活動を軸に各種サークル活動や郷土の文化財の保護・活用を盛んにし、防災・道路・公園・生活排水処理といった生活環境の整備を引き続き行い、地域住民の理解を深め、調和の取れた農村社会の形成を図ることを掲げています。

22ページの次に添付しております土地利用計画図につきましては、黄色部分が農用地区域を示しています。所々に小さいオレンジ色部分がありますのは農業用施設用地でございます。

最後になりますが、次からが基礎資料になります。こちらにつきましては、詳細を省かせていただきます。こちらにつきましては、5ページから6ページにあります過去実施いたしました各種農業振興計画の概要や16ページから19ページの農



業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況。28ページから35ページに農業近代化施設整備の現状が記載されています。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（永田義昭君） ここで5分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時18分

再開 午前11時24分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、認定第1号、平成25年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度氷川町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。決算の認定につきましては、配付しております別冊の資料、平成25年度における主要な施策の成果に関する調書の中で、事業の内容等を詳しく記載しておりますので、決算の概要についてご説明申し上げたいと思います。

まず、決算書の歳入の部の1ページ、2ページをご覧ください。5款の町税でございますが、予算現額、調定額、収入済額は記載しておりますので、省かせていただきます。不納欠損額、5項の町民税で79万6,738円、10項の固定資産税で236万2,126円、10項の軽自動車税では14万円であります。また、収入未済額は5項の町民税で1,951万6,947円でございます。10項の固定資産税で2,759万334円、10項の軽自動車税では、148万7,000円でございます。

続きまして、3、4ページをご覧ください。55款の分担金及び負担金、10項の負担金で109万7,717円の収入未済額がありますが、養護老人ホームの入所者負担金、それと保育料でございます。60款の使用料及び手数料、5項の使用料12万3,860円の収入未済額がありますが、町営住宅使用料と駐車場使用料でございます。65款の国庫支出金、10項の国庫補助金で収入未済額と予算現額に5億4,200万円ほどの差がございますが、これは6月定例議会において繰越明許費、繰越計算書でご説明しましたが、農業体質強化基盤整備促進事業、町道吉本本山線改良事業、学校施設環境改善交付金事業、竜北西部小学校と竜北中学校の校舍耐震補強大規模改造事業等の財源であります。平成26年度への繰越事業に係るものでございます。75款の財産収入、10項の財産売却収入で収入済額と予算

額と2,240万円ほどの差額がありますが、これについても、6月定例議会において繰越明許費、繰越計算書で説明いたしました。町道吉本本山線改良事業の財源に充てた、既収入特定財源の繰越しを行っています。

続きまして、5、6ページをご覧ください。99款、5項の町債で収入額と予算現額との差、6億5,672万円は繰越事業に係る部分と実際の借入額の差額の合計でございます。

以上で、歳入につきましては説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出に移りまして7、8ページをご覧ください。15款の民生費、10項、児童福祉費での翌年度繰越額314万3,000円は、その他委託料で、子ども子育て支援計画策定用ニーズ調査委託料分でございます。25款の農林水産業費、5項の農業費での翌年度繰越額1億7,879万円は、主なものとしましては、農業体質強化基盤整備促進事業でございます。35款の土木費、10項の道路橋梁費で翌年度繰越額3億6,045万2,000円は、町道吉本本山線道路改良事業分でございます。

続きまして、9、10ページをご覧ください。45款の教育費、10項の小学校費、15項の中学校費での合計の翌年度繰越額7億3,711万2,000円は、竜北西部小学校耐震補強大規模改築工事、竜北中学校校舎耐震大規模改造事業でございます。

続きまして、149ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額73億581万8,459円、歳出総額67億8,648万7,121円で、歳入歳出差引額5億1,933万1,338円でございます。翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額8,174万7,000円を控除いたしまして、実質収支額は4億3,758万4,338円となります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金につきましては、1億円といたしております。

次に150ページからは、財産に関する調書でございます。151、152ページの公有財産の総括表でご説明いたします。土地及び建物の年度中増減があった主なところのみ説明させていただきます。

まず、行政財産の本庁舎面積821.27平米の減少につきましては、地籍調査での変動によるものでございます。その他の行政機関のその他の施設の建物の非木造面積973.2平米の減少は宮原振興局旧館の解体を行ったことによるものでございます。公共用財産の学校の1,537平米の減少は竜北中学校、竜北東小学校の地籍調査による変動によるもの及び宮原小学校プールの井戸用地を売却したものでございます。その他の施設では、1,922.8平米の面積の増は竜翔センター、文化センター、共同調理場、防災倉庫、屋内ゲートボール場、竜北グラウンド、野

津交流館、物産館の地籍調査による変動によるものでございます。建物の非木造で34平米の延面積の増は、社会体育施設を解体し、防災備蓄倉庫を新築しました差し引きの面積でございます。

次に普通財産の土地の宅地面積の853.31平米の減少は、地区公民館の敷地、商工会館敷地、旧南部集会所、旧吉野農協敷地等の地籍調査による変動したものでございます。建物の非木造面積の469.71平米の減少は旧吉野農協事務所解体によるものでございます。田畑の面積の28平米減少につきましては、実習田の地籍調査により変動したものでございます。その他の土地の面積1,924.71平米の減少は野津の火葬場跡地の地籍調査による変動及び大野の火葬場跡地を売却したものでございます。

157ページ、158ページの山林有価証券の増減はございません。

159ページ、出資による権利についても増減はございません。

160ページをご覧ください。物品につきまして、普通小型貨物車及び特殊車、社会福祉協議会へ貸与していた分が計上漏れしてしまして、今回、判明いたしましたので追加計上したものでございます。

3、債権につきましては、奨学資金貸付金の貸付及び償還が行われており、平成25年度は償還金が上回ったため、199万円の減となっております。郡医師会貸付金につきましては、1,792万4,000円の償還があったものでございます。

161ページをご覧ください。基金の財政調整基金の決算年度中の増減高が365万1,000円の増となっていますのは、利息を積み立てたものでございます。合併振興基金の5,916万6,000円の減につきましては、ソフト事業へ充当したものでございます。竜北物産館運営基金の482万6,000円の増は、寄附によりまして積み立てたものでございます。図書館建設基金につきましては、八火図書館建設事業の財源といたしまして、4,700万円を新たに積み立てたものでございます。

最後に163ページをご覧ください。土地開発基金運用調書につきましては、基金の積み立て状況であります。決算年度中、増減高で495万2,196円の減については、運用実績がありまして、運用状況、土地明細書をご覧くださいと、宮原振興局及び八火図書館新築事業、町道旧国道2号線道路改良事業での用地買収で面積134.82平米分の金額が509万6,196円でございます。なお、土地明細書との金額の差額につきましては、利息があるためでございます。

以上で、平成25年度氷川町一般会計歳入歳出決算書の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 認定第2号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

1、2ページをお願いいたします。歳入につきましては、5款の国民健康保険税に対する不納欠損額が443万7,300円で、そのうちの主なものとして、医療給付費滞納繰越分が361万96円で対象世帯数は30所帯となっております。

次に、事項別明細書の11、12ページをお願いいたします。歳入です。5款、国民健康保険税の現年分の収納率は96.3%となっております。過年度分につきましては、収納率20.8%となっております。

続きまして、19、20ページをお願いいたします。歳出です。10款、保険給付費で12億8,661万7,772円は前年比0.18%の減となっております。

31ページの実質収支に関する調書をお願いします。歳入総額20億8,423万8,913円、歳出総額19億6,821万4,380円、歳入歳出差引額1億1,602万4,533円です。

次のページの財産に関する調書についてです。国民健康保険基金の決算年度末現在高は4,421万4,580円となっております。

以上で、認定第2号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号、平成25年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

33、34ページをお願いいたします。歳入につきましては、5款、保険料に対する不納欠損額が131万7,100円で、対象者は45名となっております。

次に、事項別明細書の41、42ページをお願いします。介護保険料の収納率につきましては、現年度分の収納率は99.1%となっております。過年度分につきましては、収納率13%となっております。

続きまして、51、52ページをお願いいたします。歳出につきましては、10款、保険給付費の支出済額は11億6,984万96円で前年比5.9%の増となっております。

59ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額13億4,872万8,947円、歳出総額12億4,057万795円、歳入歳出差引額1億815万8,152円です。

次のページの財産に関する調書についてです。介護給付費準備基金の決算年度末現在高は6,449万8,093円となっております。

以上で、認定第3号、平成25年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 認定第4号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。歳入歳出決算書綴の67ページから68ページをご覧ください。歳入でございますが、5款、分担金負担金の5項、分担金、5目、分担金におきまして、収入未済額が1,331万6,300円でございます。10款、使用料及び手数料、5項、使用料、5目、下水道使用料でございますが、1,301万550円の収入未済がっております。

続きまして、歳出でございます。71ページから72ページをご覧ください。歳出につきましては、5款、公共下水道事業費、5項、公共下水道事業費におきましては610万8,871円の不用額が生じております。

75ページから76ページをご覧ください。10款、個別排水処理事業費、5項、個別排水処理事業費につきましては、22万6,786円の不用額が生じております。15款、公債費、5項、公債費におきましては、30万650円の不用額が生じております。20款、予備費、5項、予備費では、支出がございませんので、当初予算額50万が不用となっております。

続きまして、実質収支についてご説明いたします。77ページをご覧ください。歳入総額6億8,306万9,339円、歳出総額6億6,230万2,693円で、歳入歳出差引額が2,076万6,646円でございます。実質収支額も同額でございます。

79ページから80ページまでは公有財産に関する調書が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。認定第4号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第5号、平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

歳入歳出決算書綴の90ページから91ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、10款、繰入金、3項、一般会計繰入金の収入済額が3,915万8,

000円と15款、繰越金、5項、繰越金の収入済額が13万6,932円となっております。収入合計といたしまして、3,929万5,142円で予算減額と収入済額との比較では、5万3,142円の増となっております。

続きまして、歳出でございます。92ページから93ページをご覧ください。それぞれの款におきまして、大きく不用額が生じた項目がございませんので、説明を省略させていただきたいと存じます。

続きまして、実質収支についてご説明いたします。94ページをご覧ください。歳入総額3,929万5,142円、歳出総額3,918万7,708円で歳入歳出差引額が10万7,434円でございます。実質収支額も同額でございます。

95ページには、公有財産に関する調書が記載されていますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 認定第6号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

96、97ページをお願いいたします。歳入につきましては、5款、後期高齢者医療保険料の収納率は99.3%となっております。不納欠損額が21万4,000円で対象者は6名となっております。

次に、事項別明細書の102、103ページをお願いいたします。20款、繰入金につきましては、一般会計より保険基盤安定繰入金として、4,321万3,343円を繰り入れております。

106、107ページをお願いいたします。主な歳出は、10款、後期高齢者医療広域連合納付金が1億4,653万4,443円で前年比1.4%の増となっております。

最終ページの110ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額1億5,054万9,840円、歳出総額1億4,941万6,764円、歳入歳出差引額113万3,076円です。

以上で、認定第6号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 次にこの決算の認定について監査委員から審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。本田代表監査委員。

○代表監査委員（本田孝志君） 決算審査の報告をいたします。平成25年度一般会計及び特別会計決算が議会の認定に付するにあたり、審査の結果について報告を求められましたので、ご報告いたします。7月10日付けで町長より審査に付された一般会計歳入歳出決算書、各特別会計決算、基金の運用状況及び財産の運用状況について地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、監査委員の審査に付す旨の通知がありましたので、予算の執行、事務事業の執行、財産管理等について関係各課の協力を得、現状の把握を行い、意見書を取りまとめ、8月26日、町長に提出した次第であります。審査にあたり審査の主眼点は、監査必携に記載してあります決算審査の着眼点に沿って行いました。それは、1、各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等は関係法令に基づいて作成されているか。2、決算書の係数は正確か。3、歳入歳出決算書及び同事項別明細書の科目及び予算計上額は予算書及び事項別明細書と一致しているかなどでございます。審査の結果は各会計の決算書及び同事項別明細書実質収支に関する調書、財産に関する調書などは、地方自治法施行令施行規則に示された様式に基づき作成されております。またその係数については、一般会計、平成24年度よりの繰越額を除き、適切に行われたものと認めます。

以上、簡単ではございますが、報告いたします。詳細については、各会計、歳入歳出意見書及び基金運用状況審査意見書に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上です。

○議長（永田義昭君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、議案第28号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号について質疑はありますか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回、議案第29号、30号、それから31号、それぞれ関連するということで、総務課長のほうから説明を受けたところですが、基本的な考え方をちょっと伺います。この保育事業に関しては、今まであった保育施設以外にこれから新しく認められるもの、家庭的保育事業、それから小規模保育事業A、B、C型、家庭的保育事業を含めて、これらの保育事業が今の保育園・保育所を除いて、認めますよという中身がある基準を設けてですね、概略、こういう保育事業をしていいですよというふうに書いてあると認識していいんですかね。例えば、家庭的保育事業については、基準を満たせば1人以上5人以下の家庭的保育事業を、これは認めるというのは市町村が認めるんですかね。こういうものを今後認めていきますという条例というふう理解してよろしいですか。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 所管は町民環境課でございますので、簡単にご説明申し上げます。

まず、子ども・子育て法案に関連がありますが、今までは保育所・保育園につきましては、厚生労働省が所管でありました。そして幼稚園につきましては、文部科学省が所管しておりましたが、子ども・子育て新法によりまして、内閣府が一括窓口になりますということで、法がなされております。それによりまして、これまでやっておりました事業は総合窓口という形になりますが、基準が今までそれぞれございました。と言いますのが、文科省では保育指針という形もありますが、幼稚園につきましては、幼稚園施設整備指針という形で設けてあります。それぞれがちょっと違いますよということで、窓口が内閣府がしますということでありますので、大もとの児童福祉法に絡む基準、施設基準、設置基準を準じた形で、中身を変えましょうということで、今回、国のほうから家庭的保育も含めた条例をそれぞれの市町村が権限委譲を考えて先々を見越して条例を制定しなさいということで指令を受けておきまして、そういう形であります。今回、ご質問がありましたように、この基準を満たせば、どうなのかということでございますけれども、基本的には、需要と供給のバランスを考えて精査し、認定までは当町におきましては、子ども・子育て会議という部分の外部団体がございますので、そこで精査いただきまして、町長のほうで答申を受けまして、それを元にして認定するかしないかというのは、町の決定事項という形で今のところは進められております。ただ、詳細につきましては、まだ詳細にあたって国の指導がございませんので、それを元にして再度詰めていきたいというふうに思っております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 需要と供給、基本的には需要と供給ということは、待機児童がいなければ認められない。例えば地域的に保母の免許を持った人が自分の家でこの基準に満たされる1.65平方メートル、一人当たり。こういう施設を自分の家につくって、5人以内で子どもたちを60歳、定年したあとみていこうかなというような、そういうことを考えたときに、この家庭的保育事業に参入していきたい、その地域の子どもたち、自分の地域の子どもたちを、その保母さんのOBが、近くの何とかさんと呼んで家庭的保育をやってやろうというふうなことで申請を出した場合には、それは町長が認めるか認めないかということなんだけれども、需要と供給のバランスからいけば、すでに氷川町の場合には、定員に満たないところもあるというところからいくと、この条例に則した家庭的保育事業はできないということにな



るんですか。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 今のご質問でございますけれども、端的に申し上げますと、できないじゃありません。あくまでも申請基準に満たせば、まず、事務局が精査し、そして子ども・子育て会議の中、諮問機関で答申していただいてから町が決定するという形になります。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 基準に合っても認められないことがあるという、課長の説明ですよね。だから、私が言いたいのは、例えば今、バスに乗って行っているだけでも、自分ところの地域に家庭的保育をやってくれる、知っている元保育所のおばちゃん、OBがいて、その方がその事業を始めようとして、地域の人たちの子どもたちがあそこに預けたら安心ねというような地域でやるとなったときには、基本的に基準を満たしていれば認めてやるということよりも、ほかの保育園・幼稚園を見て、空きがあるんだったら、あそこに行きなさいよというふうに町は指導するということになるんですね。今の話からいけば。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 今回答しましたように、基本的には質と量のバランスという形で検討させていただきたいということで、一応お話ししました。最終的には、子ども・子育て会議の中の外部団体の答申に基づいて、町長が判断する、町が判断するということですので、保育ママの話も含めてですね、詳細が分かり次第、再度、その中身につきましては、子ども・子育て会議の中でご説明申し上げて、ご理解をいただいた上で精査していただければというふうに今のところは考えております。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 議案31号の中身ずっと読ませてもらいましたが、今の学童保育について、この条例を制定したときに、うちの3カ所の学童は基準に満たされていますか。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 基準に満たしているかということでございますが、現状といたしましては、竜北西部小学校が68名受け入れされております。また、竜北東小学校が31名、宮原小学校が38名を受け入れされておるということで、今のところ聞いておりますが、先々、どういうふうな形で推移していくかというのが、子ども・子育て会議を中心としてニーズ調査をさせていただいた中で、平成31年度にはどうかということ判断の下に、この基準に合えばどうかというふうに考えておりますが、現状としては基準を今の基準に満たしているというふうに判断しております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 基本的には平成32年3月31日までの施行猶予があるということなんですが、今、お伺いしたのは、児童1人につき概ね1.65平方メートル、これは現在の学童において満たされていますかということ。要するに満たされていけば問題ないんだけど、満たされてなければ31年度末まで今のまま、ぎゅうぎゅう学童を入れておくんですかということをちょっとお伺いしたいんです。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 失礼いたしました。要は面積要件、キャパがどうかという話だと思っておりますが、これにつきましては、今のところ西部小学校がちょっと狭いかなという感じは受けておまして、これにつきましては、今、現在、西部小学校は空き教室を利用したということで、今、耐震工事をされておまして、プレハブに仮でされております。先々は状況を踏まえまして、新設できないかという検討を今のところしているところでございます。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） もう一つですね、放課後児童支援員ですね。この放課後児童支援員にも基準が出てきた。そして支援の単位ごとに2人以上としますよ。これらも、今回基準を出してこられてますが、今の放課後児童支援員について、今のままで学童保育ができるのかどうか、31年度末まではこのままでいくけど、現在、その支援員の人が基準に満たしてない状況で学童を任せるのか、そのところはどうか、なんでしょう。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 支援員さんの資格がどうなのかということでございますけれども、現状としましては、資格はある方とない方がいらっしゃいます。現実にはどうするかということで国のほうに問い合わせしておりますが、回答としましては、国が資格を与える研修を行いますと、もし資格をお持ちでない方につきましては、研修を受けられて認定できれば資格を与えますと。それで対応できますという

ことを聞いておりますので、各小学校でございますけれども、児童クラブにつきましては、そういう形で支援員さんの資格取得に向けた支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号について質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号について質疑はありますか。米村議員。

○9番（米村 洋君） 5ページですね、この債務負担行為の補正なんですが、この業務委託、このへんの業者選定はどのように考えてみえるのか、ご答弁いただきたいのですが。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） まず、最初の氷川町まちづくり酒屋管理業務委託についてご説明いたします。

こちらのほうは非公募によりまして該当する団体といたしまして、宮原まちづくり株式会社を考えております。公募によらず町の活性化及びまちづくりのために設立された第三セクターである宮原まちづくり株式会社による管理が最適であると考えているためでございます。非公募です。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 氷川町福祉センター等管理業務委託についてでございます。公募、非公募につきましては、非公募を考えおります。非公募の理由としましては、現在、指定管理者として受けていただいておりますけれども、社会福祉協議会につきまして、社会福祉法第109条の規定によりまして、地域福祉の推進を図ることを目的として知事の認可を受けて設立された社会福祉法人であるということと、福祉センターは地域福祉活動の拠点として設置された施設であるため、社会福祉協議会が運営することで行政施策の推進が図られると同時に地域福祉の推進のために、社会福祉事業の継続的な事業展開が望まれると考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 続きまして、氷川町竜北物産館と農産加工研修センターにつきまして申し上げます。両方とも非公募のほうで検討しております。現在、有限会社まちづくり振興会のほうで行っていただいております。町が2分の1以上

出資する公共的性格を有する法人であるということ。その目的につきましては、管理委託、町内の特産品の販売・展示・宣伝、また町の情報を発信するという目的で設置されたものであるということ。それと補助事業につきます設置施設でございますので、事業の目的を効果的に達成する必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） 立神峡公園管理業務につきましては、前回は今回も公募を考えております。現在、立神峡公園管理組合のほうは管理委託業務を請け負っていますけれども、今回の委託につきましても公募を考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 非公募と公募ということの業者選定は分かったんですが、この最後の氷川町立神峡、これは公募をやって、従来どおり入札制度でやるということだね。しかし、安くても経験がなければできないということをお前提で考えているわけでしょう。今までの従来どおりの契約は、今後においてもですね、経験がなければという大前提を踏まえてですね、そのへんのところ勘案して考えて、結局入札をやられたらどうでしょうか。どうですか。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） ありがとうございます。前回の反省点も踏まえまして、公募の選定につきましては、また選定基準のほうも考えさせていただきたいと思っております。経験につきましても、前回のパーセントにつきまして若干の見直しがあるかと思いますが、審査の項目の中には当然入りますので、そのことも含めまして検討をしていきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 課長、ぼくが言っているのは入札の中で、入札の上限あるけれど安い高い別にして実績を最優先すべしということを言っているわけだね。その辺のところをよく検討して入札制度を行ってくださいねという要望しているわけですよ。その辺のところちょっとご答弁いただきたい。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） ありがとうございます。現在、立神峡公園管理組合のほうで管理をいただいております。現在、商工観光課と連絡を密にしながら、管理を順調にさせていただいておりますので、十分そのことも考えながら選定を進めたいと思っておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

○9番（米村 洋君） はい、分かりました。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

ここで5分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時19分

再開 午後0時25分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 3点ほどお伺いします。13ページの児童福祉総務費、保育認定事務用臨時職員賃金というのは、今回の条例と関係あるのかどうかを一つお伺いします。

それから、2点目が14ページの墓地公苑費、今回、返還金が出ておりますが、現在の利用状況、それから残、どのくらい墓地公苑残っているのか。それと三つ目ですね。今回、管内図をもらいまして、各道路維持、それから道路改良新設、橋梁河川、河川修繕、全部は載っていませんけれども、この図面を見ると、大体町長のところに偏っているのかなというような感じを受けますが、それはいいですけども、建設課長は地区要望ですよというのが、道路新設改良の工事請負費、高塚の地区要望ですよ。それから河川改修も高塚の水路の地区要望ですよ。

それから17ページの道路維持修繕費、10路線ありますけども、10路線の地区要望ですよという説明をされました。この地区要望の選定基準、優先順位、これらはどこでどうやって誰が決めておられるかをちょっとお伺いします。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） まず、1点目の質問でございますけれども、今回の提案、お願いしている部分の条例とこの賃金の予算要求については関連があるかどうかということでございますけれども、関連はございません。

それともう1点がですね、墓地公苑の利用状況はどうかということですが、はっきりした数字を持ってきておりませんが、202区画のうち、まだ30だったと思いますけど、というのが回答になりませんので、後日数字をご提示したいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 江寄議員の質問にお答えいたします。平成26年度地区要望は、120カ所余りあがってきまして、地区で優先される場所等が順位付けを一応させていただきまします。それと町のほうも現地を見て緊急性がある、早急に対応が可能な所、そういったやつを洗い出しまして町内全体を見るんですが、早急に対応が可能な、取りかかれるのが可能な所を選定して、予算査定にあげるという

ことにしております。今回あげました道路維持修繕の修繕につきましては、宮原地区4カ所、竜北地区6カ所との10カ所、それと道路維持修繕工事については、舗装の老朽化をしている所が2カ所、道路の維持が必要な所が2カ所、道路改良につきましては、現在、用地測量して地権者の了解をあげてありましたところを早急に整備したいというところであげております。それと河川につきましても、そういった高塚につきましても、一応、緊急性があるというところで、補正予算をお願いしているところで、そういった地区の順位付け、町で現地を見たときの判断と緊急性等を勘案して計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 13ページの中島課長の答弁でいきますと、条例に関係がない、しかし補正であげました。じゃあ何するんですかというところまで答えていただくとよかったです。もう一つ、質問を追加させていただきます。

それから建設課長、今の話でいくと、建設課長が要するに予算を町長にあげる、自分で、建設課長が決めてあげるという手順ですか。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 失礼いたしました。この条例につきましては関係ないと。なぜあげているかということでございますけれども、子ども・子育て法律に基づきまして、町の事務事業が増えております。と言いますのが、その法律に基づいて、町が事前に保護者、事業者の方から認定申請をしていただくという事務が増えておりますし、それに呼応する形で町は認定、まず保育が必要だという認定が、事務が必要になります。その部分が10月、11月に山がありますので、事務量が増えますので、その分で残念ながら2カ月ほど賃金で臨時職員さんを雇えないかということで要求しているところがございますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 先ほどのご質問ですが、区長さんと現地立会いをいたしまして、現地の緊急性等を町建設系の職員で現地を確認し、判断いたします。私のほうで緊急性があるという判断をしまして、町長査定、町の財政部局の査定を受けて予算計上させていただいているものです。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 先ほどの中島課長の答弁からいくと、当初でもあげられるんですね。いつも10月、11月にピークがあるような気がしますので、もしあれでしたら補正じゃなくてもいいのかなと思いました。新しい事業が入ってきたのかなと思いましたので、一応、お伺いしました。

町長、今の地区要望をどう取り上げるかというのは、各地区に職員を配置されている、それから課長、これだけいますね。バランス的なものも含めて、例えば地区要望検討委員会をつくって皆さん、課長たちの意見も含めて、特定の人声だけで地区要望が認められていくんじゃないかと、ある程度、そういう組織化されて、町長が最終的に判断するという流れがいいのかなど。というのは、うちの地区は要望をずっと出しているんだけど、非常に要望が採用されない。それは多分、建設課長がここはせんでよかと言っているから採用されないんですよ。今の話からいくと、緊急性がない。じゃあその所、課長がいつも通っているのかどうか、その道路舗装補修してください。で、課長が通っている所はわかるかもしれない、その日現地に行ったときに、その分は地域としては要望出しているけども、認めていただけないというのが、偏るという言い方はおかしいかもしれませんが、そういう地域の状況も含めて、そういう検討委員会をつくられるというようなことは考えておられないかどうか、そこのところ町長よろしくお願いします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まず、最初に誤解を招くといけませんので、町長の近くだけがいくつかあるかというような話をされましたけれども、私が特別にその地区を、自分の地区にこういった工事をしたことはございませんので、まずは、それはご認識をいただきたいというように思います。その上で、先ほど課長が申し上げましたとおり、地区要望多数あがってまいります。それぞれ担当課のほうで、その現状把握をして対応しているところでありまして、要望があがってきた分につきましては、基本的にはすべて必要なものがあがってきているわけでございます。それをやはり順位付けをしていかなくはなりません。それにつきましては、やはり担当課のほうできちんと現状把握、あるいはそれぞれの、道路につきましては道路整備計画がございますし、橋梁につきましても、橋梁の改修の計画がございます。あるいは、それぞれの諸々の基本的な計画もあるわけでございますので、そのあたりも勘案しながら担当課のほうで判断をし、決定をしております。今、検討委員会をつくったらどうかということでございますが、じゃあ、その検討委員会のメンバーはどういったメンバーでやるのか、職員であるということになりますと、またいろんな、個人的な異論がぶつかってしまうという話になりますので、やはり仕事をいたします担当課の判断に任せていただきたいなというふうに思っております。しかしながら、やはり地域のバランス、必要性というものは当然でございますし、そのことは各区長様にもですね、必要な要望につきましては、できる方向を目指して、今、一生懸命考えていきますということで、それぞれにお伝えをしているところであります。

○議長（永田義昭君） いいですね。

○5番（江寄 悟君） はい。

○議長（永田義昭君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号について質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号について質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号について質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号について質疑はありませんか。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） これ、農業振興地域整備計画の変更、これは大変重要な計画です。それを議会でこのまま何も質疑なしで通すというか、何も聞かずにいくわけにはいきませんので、これについてたくさんお伺いしたいと思います。

まず、先ほどの課長の説明からいくと、計画策定年度、平成20年度合併時点に竜北と宮原の農振計画をくっつけたと、今回26年、6年経って、5年ですかね、計画見直しをやりました。概ね10年間の計画と考えています、というふうに言われました。そこでこの農振の見直しの計画、全部読んできました。まず、欲しいものが一つあります。その付図、農業生産基盤整備開発計画図、それから農業近代化施設整備計画図、農業就業者育成確保施設整備計画図、これらを配っていただけなかった。これについてよろしければいただきたい。

1ページです。メモしてください。今回、1ページで土地利用の構想ということで、インターチェンジ周辺について、近隣集落への住宅建設と商業地としての誘導並びにインターチェンジに隣接した工業用地への企業誘致、周辺の農業生産の基盤となる優良農地の確保、住宅開発等のバランスをとりながら、そういうふうにこの土地利用の構想を考えていますよという一番大きな頭にそれを入れてあります。

2ページ目に現在の農用地が1,844ヘクタールあります。24年度現在。目標の平成32年度には1,871ヘクタールに増やします。これは、先ほどの説明でいくと地籍調査で増えますというふうに説明されたかと思います。そこで住宅地の欄を見てみると、302ヘクタール、概ね8年後ですかね。8年後には2ヘクタ



ールしか増えません。そういうふうに農振計画ではなっています。国土利用計画が終わって、本年度ですか、土地利用計画をつくるという計画になっているのは。ですから、この農振の計画の前に土地利用をつくるべきだと、何度も、1期目の議員のときに言ってきたんですけれども、実質的には土地利用がないので、住宅地については2ヘクタールしか増えませんよ。こういうふうに農振ではあげてます。それから、農振を外す主な理由として、そこに書いてあるのが、集落区域内介在する農地で団地規模が1ヘクタール以下の農用地、農業の近代化を図ることが相当でない認められる農用地、具体的な建築計画がある農家住宅、分家住宅等の建設予定農地というのが3番目に書いてあります。

それから、4ページ目には一番下の表、現況と将来の農地、この将来というのがどこを指すのかわかりませんが、この現況と将来、増減分、ここのところと前ページの2ページの計画とどういうふうに、相違があるのか、見てる場所がどこなのかということをお願いしたい。

それから、5ページに今回初めて聞く、ホテルと共存できる田園の町、これが総合振興計画のどこに載っているか教えてほしい。

それから、6ページ、現在、分かっている農業生産基盤整備開発計画はこれだけなのかどうか。ほかにはないのか。

それから、その他事業との関連、特になし。特になしと書いてあるよ。これはこの土地利用計画の構想にインターチェンジ周辺の宅地開発、住宅整備、そういう他事業との関連で、そのインターチェンジ周辺開発の構想に関わるものがここに関連してこないかどうか、そこをお伺いします。

それから8ページ、8ページに高齢化人口減少が進んでいる、町長も前回の6月議会でも人口増は見込めない。そういうふうに話をされています。

しかし、資料の3ページ、氷川町の総人口現在、これ多分、告知を出してきたからこうなっているかと思いますが、22年、現在1万2,713人、27年、来年ですよ。来年1万3,000人、来年1万3,000人に、町長、ならないと言ってますよ。農業振興課長。32年には1万4,000人に計画がなっています。これは前回の質問のときに総合振興計画を町長は見直す。そう言いながらもこの計画。やはり人口増ですよ。ここのところもなぜこうなったかを教えてほしい。

それから、9ページ、農家の皆さんに高収益作物の導入や産地形成の推進、農業所得の向上、概ね600万円以上、目標農業所得。この目標年度、これはいつを言っているのか。現在の農業所得がいくらなのか。それを教えてください。

それから16ページ、16ページに地域密着型介護体制の整備ということで、竜北西部地区に今度グループホームをやりましょう。そのグループホームには、16

ページの一番下に書いてありますよ。そのグループホームには農業就業者またはその家族しか入れないのかどうか。農振計画の中でこういうところまで基準を決めていくのか。グループホームの担当課長でここがわかるのであれば、教えていただきたい。西部小学校エリアにつくる分が農業者またはその家族しか入れないグループホームをつくるのか。

それから18ページ、この18ページの表があります。この中身、何もなくて総計だけ書いてあるけれども、これはどういう意味なのか。農業従事者の恒常的勤務の方、自営兼業の方、出稼ぎの方、臨時雇いの方、それらの仕分けを市町村内、村外、合計という従業地の分け方になってますけど、なぜ、ここ数字が入ってないのか。入れなくてよかったんだったら、この表はいらないのじゃないのかなというふうに思いますが、21ページまでの間で、一応、今の質問にお答えください。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、付図のほうはですね、早急に準備して配付のほう考えたいと思います。

1ページ目の件ですけれども、下のほうになるかと思えます。スマートインターチェンジあたりの内容、企業誘致とか、企業がしているところでございます。具体的なことがないと今回のこの見直しでは、外せませんという県の指導がありましたので、その分は外しておりません。事業に取り組む中で、こういった文言をうたっていないと事業に取り組めないといったこともございましたので、この文言を将来的に向けて記入をしたところでございます。

2ページ目ですけれども、1,844町と目標のほうが増えているということで、議員おっしゃられましたとおり、地籍調査後、結構農地のほうから現況が、そういった農用地ですということで、地籍調査後に見直しで増えていくという現象で逆に森林・原野のほうが増減したところで、そういったことを計画しております。宅地につきましては、本当はちょっと分からない部分がございますので、2町ということで、ちょっと少ない数字でございますけれども計上したところでございます。

次の4ページの表のところですが、これにつきましては、括弧内のところは農用地のうち耕地、作付面積、農用地のところから荒廃面積を引いているというところでございます。面積が若干違いますのは、宅地等のそばに農地がある部分がございますので、そういったところは除いております。

続きまして、5ページ目のところですが、ホテルと共存のほうは、ちょっと振興計画の中にどこかあった記憶がありまして、ちょっとページを探すことができませんので、この回答につきましては、調べておきたいと思えます。

6ページにつきましては、各関係機関の課におきまして、一応、照会をかけた結

果でございます。あがってきましたのは、内容がこういった状態だということで掲載をしたところでございます。

9ページ目の家族経営の所得のところですけども、概ね600万円とあります。県のほうがですね、これに近い数字で一応、この構想をあげてありましたので、農業経営基盤強化の促進事業、県の事業に基づきました数字で近いあたりで数字をあげたところでございます。実際、所得がいくらかというのは、いろんな一軒一軒の収入、経費とか専従者控除とかいろんな関係が出てくると思いますので、所得が一概にも把握できない部分があるかと思っております。

続きまして、16ページの地域密着型のところですけども、これにつきまして、こういったことがあるということで載せておまして、対象者につきましては限定ということではないということで考えております。

18ページの表のなかですけども、おっしゃられましたとおり、中身ですね、ちょっと区分分けができないので、本当はここは簡素化できた状態でよかったのかとは思っております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 明確なお答えありがとうございました。見解の相違がありますので、これを突っ込もうとは思ってませんが、計画をつくられるというのは大変だったろうなと思います。よろしければ、農業所得、いろいろあって計算できませんという話ですけども、計算できなかったら概ね600万も計算できないので、よろしければ、この600万を対象にした、これで目標農業所得600万にしたいというのが、概ね今500万で、それを600万にしたいのか、計算できなかったら、もうすでに600万あるかもしれませんよ。だから、いくらを600万にしたいかというのをちょっと一つだけそこを教えてください。それから、回答を得られなかったその人口の計画について、どういう見解を、農業振興課長の見解を、もう町長の見解は前回の議会で聞いていますから、よろしくお願いします。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾村幸俊君） 人口につきましてですけども、これも基本構想の中でうたってあります数字を持ってきたところでございます。農業者人口のほうも全国的ですけども、減りつつあります。幾分かですね、ある程度で抑えられるような状態になっていくのが理想かと思っております。この基本計画に基づきまして、計画をあげましたものですから、そういった数字を使ったところでございます。

以上です。

○5番（江寄 悟君） はい。

○議長（永田義昭君） いいですね。

町長。

○町長（藤本一臣君） 所得の部分で課長がちょっと答弁しかねておりますので、私に分かる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

平成25年度の農業の粗生産額、氷川町62億数千万円でございます。それを単純に農家の数で割りますと、一戸あたり700万円弱、680万円程度だったと思いますが、それが粗生産額。それから経費を引きますと、その経費が5割なのか、4割なのかによっても違いますけども、仮に4割経費がかかったとしますと、その6割でございますので、400数十万が所得ということでございます。それを一人300万円を目安にして、お二人のところでも600万円以上という形であげていこうということでございますので、かなり高いハードルでございますけども、やはりそこを目指していきませんと農業の経営は安定していかないというふうに思っておりますので、ここを目指して今後もいきたいというふうに思っております。その他の部分は当然それぞれの意見があるかと思っておりますが、またそれぞれの審査の中でご意見は聞かせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（永田義昭君） いいですね。

ほかにはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

次に、認定第1号について質疑はありませんか。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） この決算審査については12月まで持ち越すということで、今回、主要なところだけ、詳細には聞くなというふうに指示が出ておまして、これだけは聞いておきたいというものを2点だけ、町長のご意見を聞かせてください。基本的に監査報告、先ほどありましたけども、決算報告ありましたけど、監査の方から。実質収支が6億8,300万円出ましたと。これが、うち1億円を基金に積むんですかね。この6億8,300万円残りました。繰り越すべき財源を残して。これはやはり私は先ほど建設課長が地区要望の話されましたけれども、もう少し町民の方に還元してやる。地区要望はお金がないからじゃなくて、これだけ残っているので、もう少し地区要望を優先してやるっていう形をとられたらどうかな。是非、それを希望するわけで、地区の方に生活基盤が良くなるような形で、やっていただきたいということが一つです。

それから、私は国保審議会やらせていただいているんですけども、今回の決算額

が、差し引き1億1600万円出ました。これも医療費が減ったというのもあって、来年また増えるかもしれないという担当課長の話がありました。ただ、今、基金が4,400万円だったですか、基金があるんですけれども、概ね1カ月分、約1億円ぐらいに近付くような基金設定を町長のほうで考えていただけないかな。介護保険については、今年3,000万円を繰り越すと書いてありましたかね。国保のほうにも少しずつ、ある程度、一般会計から繰り入れをもらってますけれども、ある程度積んでいかれて、余裕を持たせていただくっていうのも必要じゃないかと思いますが、その2点について、町長のご意見をお伺いします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まず、1点目の繰越しの部分をですね、現年度でしっかりと使っていったらどうかというご提案でございますが、地区要望の考え方につきましては、私も同感でございます、できるだけ対応できるようにやっていこうということで今回も補正をあげさせていただいておりますけれども、かなりの部分、ここ数年ですね、地区要望につきましては、対応してきているつもりでございますし、是非、ご確認をいただきたいなというふうに思っておりますし、その考え方はよろしいのかなと思っております。先ほど6億円と言いましたが、5億1,000万円実質の収支がありました。繰越の部分を引きますと4億数千万円が実質の繰越の額でございます。その財源の内訳を見ますと、ご承知のとおり、地方交付税が予定よりも2億6,000万円多く入ってきたということでございまして、その分を現年度で使うという考え方もよろしゅうございますけれども、やはり後年度の負担に備えて蓄えをするということも必要かなと思っております。本来ならばやはり1億でなく、2億、3億、私個人としては、財調に積み増しをしたいんですけども、どうしても年度初めには現金が不足をいたします。その繰り越しというところでですね、新たな交付税が入ってきますまでは、つながなければなりません。やはり現金も必要でございますので、その部分を一気に基金に積んでしまうというのは、よろしからんということで、そういった考え方で今数字を扱っておりますが、いずれにいたしましても、やはり必要な地域ですね、そういった整備につきましては、大いに応えてできるだけ早く対応できるように今後も頑張っていきたいというふうに思います。

2点目の国保の基金でございますが、これは以前から、再三、議員ともですね、一般質問等で議論交わして、あったがよいよねと。じゃあ、基金で運用していくのか、それとも一般財源を毎年毎年投じて運営していくのか、もうどちらかなんですかね。一番いい形は独立採算でございますので、潤沢な基金があつてそれを回しながらやっていくのが一番よろしゅうございますが、枯渇した中で、今、少しずつでも

増やしていこうという段階でございますので、その辺りは、今後是非、国保運営審議会の中でも大いに議論していただきまして、またご提案をいただければですね、そういった考え方もありかなと思っております。今、長洲町ですね、まちづくりが特集を組まれております。その中でも国保財政、あるいは下水道財政のお話が出ておりました。やはり、私どもも同様の今投資をしているわけでございます、それに匹敵する部分をですね、きちんと今後財政の負担を耐えられるような運営をしていかなければならないと思っておりますので、まず、その辺り等勘案をしながら、今後是非、考えていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（永田義昭君） いいですね。

○5番（江崎 悟君） はい。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号から議案第37号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第37号までは議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

また、認定第1号から認定第6号までは、次回、定例会までの継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までは、次回、定例会までの継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第21 同意第4号 氷川町教育委員会委員の任命について

日程第22 同意第5号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第23 同意第6号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第24 同意第7号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（永田義昭君） 次に、日程第21、同意第4号、氷川町教育委員会委員の任命についてから、日程第24、同意第7号、氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任まで一括議題とします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 同意第4号につきまして、ご説明をいたします。

教育委員会委員の任命についてございまして、次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町新田167番地3

氏名、太田篤洋

生年月日、昭和26年5月1日生まれでございます。

同氏につきましては、本年4月から教育委員として任命をし、あわせて教育長の職務にも精励をいただいております。任命の際、前任者の残任期間ということございまして、11月にその任期を迎えますものですから、今回、再任につきまして、お願いをするものでございます。4月から教育委員になられまして、あるいは教育長となられまして、氷川町の教育行政に大いに手腕を発揮していただいております。今後もその手腕が期待できますので、今回、再任のお願いをするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、同意第5号から同意第7号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

まず、第5号でございますが、次の者を氷川町固定資産評価審査委員会委員に

選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるのでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町宮原573番地2

氏名、村上常義

生年月日、昭和9年11月3日生まれでございます。

同氏につきましては、平成10年10月から同委員に選任をされ、長きにわたりまして、その職務に精励をいただいております。卓越した識見と献身的に職務にご尽力をいただいております。今後とも職務の遂行に期待ができますので、同氏の再任をお願いするものでございます。合わせまして、同意第6号でございますが、同様でございます。

住所、熊本県八代郡氷川町大野880番地

氏名、高岡三郎

生年月日、昭和25年6月11日生まれでございます。

同氏は平成4年9月に同委員に選任をされ、22年の長きにわたり、職務に精励をいただいております。村上様と同様、献身的にその職務にご尽力をいただいております。今後とも職務遂行に期待ができますので、同氏の再任をお願いするものでございます。

同意第7号につきましても同様でございます。

住所、熊本県八代郡氷川町鹿野582番地1

氏名、本田憲明

生年月日、昭和23年12月2日生まれでございます。

同氏は平成21年9月に同委員に選任をされ、前任の農業委員会の会長等の、そういった職責を踏まえて土地の流動評価等につきまして、その卓越した識見を発揮していただいております。今後とも職務遂行が期待できますので、同氏の再任をお願いするものでございます。どうぞよろしくご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（永田義昭君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時06分

再開 午後1時08分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田教育長は関連しますので、退席をお願いいたします。

説明が終わりました。



これから質疑を行います。

まず、同意第4号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、同意第5号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、同意第6号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、同意第7号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

閉会 午後1時11分